

KIBI SHINKIN BANK  
DISCLOSURE 2022

資料編



心のふれあい大切に…  
吉備信用金庫

業績のご報告	II-2
主要な事業の状況	II-8
預金の状況	II-10
貸出金の状況	II-11
会員の状況	II-12
有価証券の状況	II-13
内国為替の状況	II-14
貸倒引当金の状況	II-14
自己資本の充実の状況等	II-15
不良債権の状況	II-23
報酬体系	II-25

## 業績のご報告

## 貸借対照表

(単位：百万円)

	2020年度 (2021年3月31日)	2021年度 (2022年3月31日)		2020年度 (2021年3月31日)	2021年度 (2022年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,078	1,437	預金積金	182,202	186,028
預け金	57,541	57,938	当座預金	2,354	1,974
金銭の信託	518	518	普通預金	90,851	95,976
有価証券	70,821	74,362	貯蓄預金	1,228	1,204
国債	8,837	10,607	通知預金	—	—
地方債	19,073	18,106	定期預金	80,821	81,016
社債	28,138	29,917	定期積金	6,055	4,989
株式	319	107	その他の預金	891	867
その他の証券	14,453	15,623	借入金	4,849	4,883
貸出金	65,579	64,326	借入金	4,849	4,883
割引手形	121	100	その他の負債	330	334
手形貸付	1,782	1,472	未決済為替借	31	25
証書貸付	62,229	61,170	未払費用	78	70
当座貸越	1,446	1,583	給付補填備金	3	2
その他資産	990	980	未払法人税等	3	29
未決済為替貸	24	30	前受収益	8	6
信金中金出資金	704	704	払戻未済金	0	1
前払費用	10	9	職員預り金	112	116
未収収益	203	209	リース債務	54	38
その他の資産	47	25	資産除去債務	9	9
有形固定資産	1,579	1,489	その他の負債	27	34
建物	598	565	賞与引当金	62	62
土地	736	736	役員退職慰労引当金	45	46
リース資産	54	38	偶発損失引当金	3	3
建物仮勘定	—	6	繰延税金負債	130	—
その他の有形固定資産	189	142	再評価に係る繰延税金負債	48	48
無形固定資産	12	13	債務保証証	254	385
ソフトウェア	10	11	負債の部合計	187,928	191,792
その他の無形固定資産	1	1	(純資産の部)		
前払年金費用	62	91	出資金	251	252
繰延税金資産	—	140	普通出資金	251	252
債務保証見返	254	385	利益剰余金	8,294	8,509
貸倒引当金	△1,393	△1,271	利益準備金	251	251
(うち個別貸倒引当金)	(△1,264)	(△1,130)	その他利益剰余金	8,043	8,258
			特別積立金	7,302	7,312
			(経営体質強化積立金)	(1,690)	(1,700)
			当期末処分剰余金	741	946
			会員勘定合計	8,545	8,762
			その他有価証券評価差額金	525	△189
			土地再評価差額金	47	47
			評価・換算差額等合計	573	△142
			純資産の部合計	9,118	8,620
資産の部合計	197,046	200,413	負債及び純資産の部合計	197,046	200,413

経営管理態勢

事業のご報告

経営体制

事業・サービスのご案内

資料編

経営管理態勢

## 貸借対照表に関する注記（第72期）

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
  - 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
  - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建 物	34年～39年
その他	3年～20年
  - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によるおります。
  - 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
  - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定しております。  
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の全部又は一部に要管理債権（3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）がある債務者（以下、「要管理先」という）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。  
これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づく将来見込に応じて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23百万円であります。
  - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるおります。数理計算上の差異は各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を翌事業年度から損益処理しております。  
なお、当事業年度末までは、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。  
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（2021年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円
  - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 0.1176%（2021年3月分）
  - ③ 補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
  - 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。  
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。債務保証手数料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
  - 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 1,271百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う岡山県経済への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。当該新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前事業年度末において今後1年程度は続くものと仮定しておりましたが、国内外における感染の状況等を踏まえ、当事業年度末において、さらに1年程度は続くものと仮定を置いております。  
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
  - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額203百万円
  - 有形固定資産の減価償却累計額 1,538百万円

17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

(単位：百万円)	
破産更生債権債権及びこれらに準ずる債権額	393
危険債権額	2,418
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	54
合計額	2,867

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は100百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	5,233 百万円
預け金	1,000 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	329 百万円
借入金	4,883 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として預け金3,604百万円を差し入れております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線加算等）合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△150百万円

21. 出資1口当たりの純資産額 34,338円79銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣を含めたリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用管理規程に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後5年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は6,372百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（*1）	57,938	58,003	64
(2)有価証券			
その他有価証券	74,251	74,251	-
(3)金銭の信託	518	518	-
(4)貸出金（*1）	64,326		
貸倒引当金（*2）	△ 1,246		
	63,080	64,636	1,556
金融資産計	195,789	197,410	1,620
(1)預金積金（*1）	186,028	186,015	△ 13
(2)借入金（*1）	4,883	4,854	△ 28
金融負債計	190,911	190,870	△ 41

（\*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（\*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項に関しては、24.～26.に記載しております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金はすべて固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	107
組合出資金（*2）	3
合 計	111

（\*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*1）	28,838	29,100	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	7,896	27,580	17,406	19,876
貸出金（*2）	9,119	17,380	13,800	24,024
合 計	45,854	74,060	31,206	43,900

（\*1）預け金のうち、満期のないものは「1年以内」に含めております。

（\*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

## (注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	164,084	21,144	692	106
借入金	4,066	267	334	215
合計	168,150	21,411	1,026	321

（\*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

## その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	37,441	36,877	564
	国債	4,823	4,658	164
	地方債	16,753	16,569	184
	社債	15,864	15,650	214
	その他	6,116	5,966	150
	小計	43,558	42,844	714
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	21,189	21,665	△476
	国債	5,784	6,011	△227
	地方債	1,352	1,397	△44
	社債	14,052	14,256	△203
	その他	9,502	10,011	△508
	小計	30,692	31,677	△984
合計	74,251	74,521	△270	

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	302	-	9
債券	1,606	6	-
国債	1,506	5	-
地方債	-	-	-
社債	100	0	-
その他	1,169	39	68
合計	3,078	45	78

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価の取得価額に対する下落率が50%以上の場合、または、下落率が30%以上50%未満かつ時価の回復可能性が認められない場合であります。

27. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	518	18

28. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,519百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,726百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	252 百万円
役員退職慰労引当金	12
賞与引当金	17
減価償却損金算入超過額	8
その他有価証券評価差額金	80
その他	36
繰延税金資産小計	407
評価性引当額	△262
繰延税金資産合計	145
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	4
繰延税金負債合計	4
繰延税金負債の純額	140 百万円

30. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

31. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
経常収益	1,865,069	1,835,584
資金運用収益	1,600,693	1,590,808
貸出金利息	951,874	917,209
預け金利息	49,904	46,912
有価証券利息配当金	581,676	609,448
その他の受入利息	17,238	17,238
役務取引等収益	181,637	156,426
受入為替手数料	83,481	68,009
その他の役務収益	98,156	88,416
その他業務収益	59,532	13,974
外国為替売買益	35	58
国債等債券売却益	53,537	8,976
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	5,959	4,939
その他経常収益	23,205	74,375
貸倒引当金戻入益	—	55,390
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	4,390	—
金銭の信託運用益	18,622	18,806
その他の経常収益	192	179
経常費用	1,789,453	1,554,579
資金調達費用	29,282	23,915
預金利息	25,747	20,701
給付補填備金繰入額	2,011	1,376
借入金利息	987	1,267
その他の支払利息	535	568
役務取引等費用	159,128	151,170
支払為替手数料	27,157	21,294
その他の役務費用	131,970	129,876
その他業務費用	181,307	72,586
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	178,254	2,455
国債等債券償還損	—	66,100
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	3,053	4,030
経費	1,334,596	1,293,126
人件費	829,070	793,595
物件費	483,927	458,857
税金	21,598	40,674

(単位：千円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
その他経常費用	85,138	13,780
貸倒引当金繰入額	64,633	—
貸出金償却	3	20
株式等売却損	11,153	9,593
株式等償却	—	—
その他資産償却	23	23
その他の経常費用	9,324	4,143
経常利益	75,616	281,004
特別利益	4	—
固定資産処分益	4	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	2,369	0
固定資産処分損	2,369	0
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	73,251	281,004
法人税、住民税及び事業税	5,899	55,286
法人税等調整額	12,895	2,833
法人税等合計	18,794	58,120
当期純利益	54,457	222,884
繰越金(当期首残高)	686,606	723,531
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	741,063	946,415

(注記事項)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 884円79銭

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当期末処分剰余金	741,063,938	946,415,898
積立金取崩額	0	0
剰余金処分額	17,532,114	59,412,185
利益準備金	3,000	1,861,000
普通出資に対する配当金	7,529,114	7,551,185
特別積立金	10,000,000	50,000,000
(経営体質強化積立金)	10,000,000	50,000,000
繰越金(当期末残高)	723,531,824	887,003,713

## 財務諸表の適正性等の確認

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月28日

吉備信用金庫  
理事長

清水宏之

## 会計監査人による監査

2020年度及び2021年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の財務諸表に基づき様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。



# 主要な事業の状況

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

区分	期別	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益		1,998,063 千円	1,929,491	1,930,445	1,865,069	1,835,584
経常利益		275,591 千円	170,428	76,322	75,616	281,004
当期純利益		207,728 千円	95,138	125,346	54,457	222,884
出資総額		251 百万円	251	251	251	252
出資総口数		251,007 口	251,012	251,035	251,038	252,899
純資産額		9,501 百万円	9,545	8,949	9,118	8,620
総資産額		178,000 百万円	187,775	186,017	197,046	200,413
預金積金残高		167,396 百万円	177,110	175,771	182,202	186,028
貸出金残高		60,536 百万円	61,954	63,800	65,579	64,326
有価証券残高		70,057 百万円	65,388	67,329	70,821	74,362
単体自己資本比率		13.19%	12.35	12.07	11.81	12.19
出資に対する配当金（出資1口当たり）		30 円	30	30	30	30
役員数		12 人	12	13	12	12
うち常勤役員数		6 人	5	6	5	6
職員数		140 人	138	129	126	122
会員数		9,468 人	9,431	9,416	9,395	9,292

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 業務粗利益

(単位：千円)

区分	期別	2020年度	2021年度
資金運用収支		1,571,460	1,566,942
資金運用収益		1,600,693	1,590,808
資金調達費用		29,232	23,865
役務取引等収支		22,509	5,255
役務取引等収益		181,637	156,426
役務取引等費用		159,128	151,170
その他の業務収支		△ 121,774	△ 58,612
その他業務収益		59,532	13,974
その他業務費用		181,307	72,586
業務粗利益		1,472,195	199,710
業務粗利益率		0.76%	0.76

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（2020年度 50千円、2021年度 50千円）を控除して表示しております。  
2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## 業務純益

(単位：千円)

区分	期別	2020年度	2021年度
業務純益		179,674	199,710
実質業務純益		135,769	199,710
コア業務純益		260,485	259,289
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）		253,395	222,437

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（また取崩額）を含みます。  
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用収支の内訳

区分	期別	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
資金運用勘定		192,027	197,185	1,600,693	1,590,808	0.83	0.80
うち貸出金		65,211	65,145	951,874	917,209	1.45	1.40
うち預け金		55,542	59,176	49,904	46,912	0.08	0.07
うち商品有価証券		-	-	-	-	-	-
うち有価証券		70,570	72,159	581,676	609,448	0.82	0.84
資金調達勘定		184,825	189,963	29,282	23,915	0.01	0.01
うち預金積金		182,542	185,447	27,758	22,078	0.01	0.01
うち譲渡性預金		-	-	-	-	-	-
うち借入金		2,676	4,902	987	1,267	0.03	0.02

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2020年度 62百万円、2021年度 68百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2020年度 500百万円、2021年度 500百万円）及び利息（2020年度 50千円、2021年度 50千円）を、それぞれ控除して表示しております。

## 利 鞘

(単位：%)

区分	期別	2020年度	2021年度
資 金 運 用 利 回		0.83	0.80
資 金 調 達 原 価 率		0.73	0.70
総 資 金 利 鞘		0.10	0.10

## 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

区分	期別	2020年度			2021年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受	取 利 息	63,043	△ 74,243	△ 11,199	42,809	△ 52,694	△ 9,885
	うち貸出金	41,209	△ 29,948	11,261	△ 956	△ 33,708	△ 34,665
	うち預け金	△ 628	△ 10,244	△ 10,872	2,907	△ 5,899	△ 2,992
	うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
支	うち有価証券	44,606	△ 38,669	5,936	13,032	14,739	27,772
	払 利 息	1,435	△ 8,219	△ 6,783	513	△ 5,880	△ 5,367
	うち預金積金	459	△ 8,241	△ 7,782	290	△ 5,970	△ 5,680
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	うち借入金	3,463	△ 2,491	971	667	△ 387	279

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因としております。

## 役務取引の状況

(単位：千円)

区分	期別	2020年度	2021年度
役 務 取 引 等 収 益		181,637	156,426
受 入 為 替 手 数 料		83,481	68,009
そ の 他 の 受 入 手 数 料		98,156	88,416
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益		—	—
役 務 取 引 等 費 用		159,128	151,170
支 払 為 替 手 数 料		27,157	21,294
そ の 他 の 支 払 手 数 料		475	748
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用		131,495	129,127

## その他業務利益の内訳

(単位：千円)

区分	期別	2020年度	2021年度
そ の 他 業 務 収 益		59,532	13,974
うち外国為替売買益		35	58
国債等債券売却益		53,537	8,976
国債等債券償還益		—	—
そ の 他 の 業 務 収 益		5,959	4,939
そ の 他 業 務 費 用		181,307	72,586
うち外国為替売買損		—	—
国債等債券売却損		178,254	2,455
国債等債券償還損		—	66,100
国債等債券償却		—	—
そ の 他 の 業 務 費 用		3,053	4,030
そ の 他 業 務 利 益		△ 121,774	△ 58,612

## 利益率

(単位：%)

区分	期別	2020年度	2021年度
総 資 産 経 常 利 益 率		0.03	0.14
総 資 産 当 期 純 利 益 率		0.02	0.11

(注) 総資産経常利益率(当期純利益率) =  $\frac{\text{経常利益(当期純利益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## 経費の内訳

(単位：千円)

区分	期別	2020年度	2021年度
<b>人件費</b>		<b>829,070</b>	<b>793,595</b>
報酬給料手当		657,242	648,047
退職給付費用		68,052	44,644
その他		103,774	100,903
<b>物件費</b>		<b>483,927</b>	<b>458,857</b>
事務費		192,507	174,988
うち旅費交通費		532	398
うち通信費		17,991	16,586
うち事務機械賃借料		9,623	7,943
うち事務委託費		116,972	109,527
固定資産費		78,736	69,534
うち土地建物賃借料		4,803	5,502
うち保全管理費		52,096	44,154
事業費		25,490	19,147
うち広告宣伝費		9,828	8,685
うち交際費・寄贈費・諸会費		13,126	8,152
人事厚生費		19,358	17,962
減価償却費		112,069	123,663
その他		55,765	53,560
<b>税金</b>		<b>21,598</b>	<b>40,674</b>
<b>合計</b>		<b>1,334,596</b>	<b>1,293,126</b>

## 預金の状況

### 預金科目別残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
当座預金		2,354	1,974
普通預金(貯蓄預金含む)		92,079	97,181
通知預金		-	-
定期預金		80,821	81,016
うち固定金利定期預金		80,794	80,992
うち変動金利定期預金		26	24
その他		-	-
定期積金		6,055	4,989
その他		891	868
合計		182,202	186,028

### 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区分	期別	2020年度	2021年度
流動性預金		92,533	98,131
うち有利利息預金		88,410	93,875
定期性預金		89,616	86,909
うち固定金利定期預金		82,929	81,208
うち変動金利定期預金		26	24
その他		392	405
計		182,542	185,447
譲渡性預金		-	-
合計		182,542	185,447

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 定期預金残高

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
定期預金		80,821	81,016
固定金利定期預金		80,795	80,992
変動金利定期預金		26	24
その他		-	-

## 会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末		2022年3月末	
		口数	金額	口数	金額
会 員		31,646	52,795	30,127	52,295
会 員 外		107,886	129,407	103,488	133,733
合 計		139,532	182,202	133,615	186,028

## 預金者別預金残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末		2022年3月末	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
個 人		151,600	83.20	152,341	81.89
法 人		30,602	16.79	33,687	18.1
( 一 般 法 人 )		(17,994)	(9.87)	(17,936)	(9.64)
( 金 融 機 関 )		(92)	(0.05)	(85)	(0.04)
( 公 金 )		(12,514)	(6.86)	(15,665)	(8.42)

## 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
財 形 貯 蓄		89	86
財 形 年 金 貯 蓄		32	30
財 形 住 宅 貯 蓄		14	13
合 計		136	130

## 貸出金の状況

## 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
手 形 貸 付		1,782	1,472
証 書 貸 付		62,229	61,170
当 座 貸 越		1,446	1,583
割 引 手 形		121	100
合 計		65,579	64,326

## 貸出金平均残高

(単位：百万円)

区分	期別	2020年度	2021年度
手 形 貸 付		2,253	1,565
証 書 貸 付		61,309	61,986
当 座 貸 越		1,503	1,510
割 引 手 形		144	81
合 計		65,211	65,145

## 貸出金残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
貸出金		65,579	64,326
うち 変動金利		42,024	40,626
うち 固定金利		23,555	23,700

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

## 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
当 金 庫 預 金 積 金		333	343
有 価 証 券		-	0
動 産		-	0
不 動 産		20,130	19,838
そ の 他		0	0
計		20,463	20,181
信用保証協会・信用保険		18,276	17,893
保 証		5,267	4,905
信 用		21,572	21,345
合 計		65,579	64,326

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
当 金 庫 預 金 積 金		0	0
有 価 証 券		-	0
動 産		-	0
不 動 産		-	0
そ の 他		-	0
計		0	0
信用保証協会・信用保険		-	-
保 証		119	105
信 用		133	128
合 計		254	385

## 貸出金用途別残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末		2022年3月末	
		貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
設 備 資 金		35,814	54.61	34,963	54.35
運 転 資 金		29,765	45.38	29,362	45.64
合 計		65,579	100.00	64,326	100

## 貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末			2022年3月末		
		貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)
製造業		88	2,729	4.16	89	2,411	3.74
農業、林業		8	56	0.08	10	69	0.1
漁業		-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		2	412	0.62	2	318	0.49
建設業		207	4,178	6.37	206	3,900	6.06
電気・ガス・熱供給・水道業		15	745	1.13	15	769	1.19
情報通信業		1	1	0.00	1	1	0
運輸業、郵便業		21	718	1.09	19	730	1.13
卸売業、小売業		144	2,509	3.82	148	2,560	3.97
金融業、保険業		11	7,022	10.70	11	7,540	11.72
不動産業		213	13,491	20.57	218	13,062	20.3
物品賃貸業		2	17	0.02	2	98	0.15
学術研究、専門・技術サービス業		10	320	0.48	9	299	0.46
宿泊業		-	-	-	-	-	-
飲食業		38	506	0.77	45	579	0.9
生活関連サービス業、娯楽業		38	594	0.90	40	658	1.02
教育、学習支援業		14	143	0.21	15	122	0.18
医療、福祉		41	1,870	2.85	38	1,922	2.98
その他のサービス		114	1,783	2.71	117	1,708	2.65
小計		967	37,102	56.57	985	36,752	57.13
地方公共団体		2	7,699	11.74	3	7,130	11.08
個人		4,098	20,778	31.68	3,935	20,443	31.78
合計		5,067	65,579	100.00	4,923	64,326	100

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末		2022年3月末	
		件数	金額	件数	金額
消費者ローン		4,108	3,655	3,989	3,643
住宅ローン		1,470	16,964	1,411	16,658
合計		5,578	20,619	5,400	20,301

## 会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末		2022年3月末	
		先数	金額	先数	金額
会員		2,691	48,213	2,641	47,058
会員外		2,376	17,366	2,282	17,268
合計		5,067	65,579	4,923	64,326

## 代理貸付残高内訳

(単位：百万円)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
信金中央金庫		209	335
日本政策金融公庫（中小企業）		-	0
日本政策金融公庫（国民生活）		0	0
住宅金融支援機構		637	512
福祉医療機構		0	0
その他（中小企業基盤整備機構）		46	38
合計		894	886

## 預貸率

(単位：百万円)

区分	期別	2020年度	2021年度
貸出金（期末残高）	(A)	65,579	64,326
預金（期末残高）	(B)	182,202	186,028
預貸率	(A/B)	35.99%	34.57%
	期中平均	35.72%	35.12%

## 会員の状況

### 会員数の推移

(単位：人)

区分	期別	2021年3月末	2022年3月末
個人		8,443	8,350
法人		952	942
合計		9,395	9,292

## 有価証券の状況

## 1 有価証券に関する指標

- (1) 商品有価証券の種類別の平均残高  
商品有価証券の種類別の平均残高は該当はありません。

- (2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	2020年度	—	1,623	219	—	1,195	5,799	—	8,837
	2021年度	1,609	—	215	—	2,165	6,617	—	10,607
地 方 債	2020年度	1,710	9,251	7,212	404	—	493	—	19,073
	2021年度	3,216	10,210	3,327	—	—	1,352	—	18,106
短 期 社 債	2020年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	2021年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2020年度	2,397	6,113	4,433	1,798	8,125	5,269	—	28,138
	2021年度	2,416	5,671	3,429	1,792	9,734	6,872	—	29,917
株 式	2020年度	—	—	—	—	—	—	319	319
	2021年度	—	—	—	—	—	—	107	107
外 国 証 券	2020年度	300	1,905	1,524	1,316	2,295	2,959	350	10,653
	2021年度	399	2,209	1,494	1,447	1,494	4,447	913	12,407
そ の 他 の 証 券	2020年度	—	525	990	690	625	191	776	3,800
	2021年度	286	465	840	300	406	176	738	3,215

売買目的有価証券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものについては該当ありません。

- (3) 有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

区分	期別	2020年度	2021年度
国 債	債	8,435	8,512
地 方 債	債	19,169	18,676
短 期 社 債	債	—	—
社 債	債	28,672	29,354
株 式	式	331	125
外 国 証 券	券	10,306	11,831
そ の 他 の 証 券		3,654	3,659
合 計		70,570	72,159

- (4) 預証率

(単位：百万円)

区分	期別	2020年度	2021年度
有 価 証 券 (期末残高)	(A)	70,821	74,362
預 金 (期末残高)	(B)	182,202	186,028
預 証 率 (A/B)		38.86%	39.97%
	期中平均	38.65%	38.91%

## 2 有価証券

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額		時 価		差 額	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額		取得原価		差額	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	43,688	37,441	42,850	36,877	837	564
	国債	3,917	4,823	3,713	4,658	204	164
	地方債	18,579	16,753	18,267	16,569	311	184
	社債	21,191	15,864	20,869	15,650	321	214
	その他	8,595	6,116	8,330	5,966	264	150
	小計	52,283	43,558	51,181	42,844	1,102	714
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	12,360	21,189	12,550	21,665	△ 189	△ 476
	国債	4,919	5,784	5,025	6,011	△ 106	△ 227
	地方債	493	1,352	500	1,397	△ 6	△ 44
	社債	6,947	14,052	7,024	14,256	△ 76	△ 203
	その他	5,855	9,502	6,048	10,011	△ 193	△ 508
	小計	18,215	30,692	18,598	31,677	△ 383	△ 984
合計	70,499	74,251	69,780	74,521	718	△ 270	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	319	107
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	2	3
合計	322	111

3 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2020年度		2021年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
518	18	518	18

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取引金融機関から提示された価格に基づいております。

4 デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引については該当ありません。

内国為替の状況

内国為替取扱高

(単位：百万円)

区分	期別	2020年度	2021年度
		送金為替仕向為替	111,139
	被仕向為替	93,861	95,139
代金取立仕向為替		858	763
	被仕向為替	731	648

貸倒引当金の状況

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	172	128	—	172
	2021年度	128	140	—	128
個別貸倒引当金	2020年度	1,169	1,264	13	1,156
	2021年度	1,264	1,130	66	1,198
合計	2020年度	1,341	1,393	13	1,328
	2021年度	1,393	1,271	66	1,327

貸出金償却の状況

(単位：千円)

2020年度	3
2021年度	20

## 自己資本の充実の状況等

自己資本は、会員の皆さまからの「出資金」や利益の中から貯えてきた「利益剰余金」などの内部留保からなり、自己資本の充実は、安全性、健全性の観点からもっとも重要な経営指標と考えています。

自己資本比率とは、リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸し倒れの可能性がある資産、この資産に対して危険度に応じた割合を掛けて求めます。)に占める自己資本額の割合で、金融機関の経営状況を把握する重要な指標です。自己資本比率が高ければ高いほど、財務の安全性・健全性が高く経営基盤が安定しているといえます。

当金庫の2021年度の自己資本比率は**12.19%**で、国内基準4%を大きく上回り、皆様に安心していただける体力を保持しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (コア資本に係る基礎項目 8,904 百万円 - コア資本に係る調整項目 104 百万円)}}{\text{総資産額 (リスクアセット 72,164 百万円)}} \times 100 = \mathbf{12.19\%}$$

### 定性的な開示事項

#### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に「普通出資に係る会員勘定の額」と「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」等で構成されています。2021年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、普通出資に係る会員勘定の額では地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は、国内基準である4%はもとより、国際基準の8%をも大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図れていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

#### 3. 信用リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信取引に係る信用リスクの定義や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や、自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しています。また信用リスクの計測にあたっては、信用リスク計量化システムによりリスク量をベースとした統合的リスク管理態勢を推進しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定実施規程」及び「資産の償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

##### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4社の機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社投資情報センター (R&I)
- ・株式会社格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)



#### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資取扱規程」により、適切な事務の取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、政府保証等があります。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

#### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する売掛金など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当該運用にかかるリスクの認識については、市場傾向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付け情報などにより把握するなど適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余資運用管理規程」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適切な運用・管理を行っております。

##### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は「標準的手法」を採用しております。

##### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が採用する有価証券会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

##### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

#### 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、リスク管理委員会等にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

##### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用管理規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 9. 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る定性的事項の開示状況

定性的事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	
○リスク管理の方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。</li> <li>・当金庫が行う取引には、預金・貸出金、投資有価証券を中心とした銀行勘定の取引と、マーケット・リスク規制の適用対象であるトレーディング取引があります。金利リスクは、トレーディング取引を含む全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引を計測の対象としております。</li> <li>・当金庫では自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは経営計画において決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。また、ポジション額に限度を設定し、市場リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう管理を行っております。市場リスク管理部門である総合企画部では、これらの遵守状況を通じて、市場リスク量全体の評価を行うとともに、市場リスクの状況を毎月開催する「リスク管理委員会」に報告しております。</li> </ul>	
○金利リスクの算定手続き	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク量の統一的な尺度として VaR 法（注1）を採用しているほか、BPV 法（注2）など、取引の特性に応じてリスクを多面的に分析・把握することにより、適切に市場リスクを管理しております。VaR は、投資有価証券は日次、預金・貸出金取引は月次にて計測しております。</li> </ul>	
（注1）VaR 計測の主な前提条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測期間:5年 信頼区間:99% 保有期間:120日間</li> <li>・分散共分散法を採用</li> </ul> （注2）BPV（ベース・ポイント・バリュ）法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金利100bp（1.00%）、200bp（2.00%）の変化により、保有資産（投資有価証券）の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法。</li> </ul>	
○ヘッジ等金利リスクの削減方法に関する説明	
有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引により対応する方針としております。	
金利リスクの算定手法の概要	
○開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに追加して開示を行う金利リスクに関する事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレート金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末からの変動に関する説明	金利リスクのうちΔEVE(最大値:上方パラレルシフト)については保有する債券の残高増加を主因として前年同期比777百万円増加し、6,372百万円となりました。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額)の結果は、閾値である自己資本の額の20%超です
○信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	
○金利ショックに関する説明	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、金利リスクの影響を定期的に検証しております。</li> </ul>	
○金利リスク計測の前提及びその意味	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理上、マーケット・リスク規制の適用対象となるトレーディング取引を含めた全体の金利リスクをVaR法により計測を行っており、信用リスクやその他のリスクと共に、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。</li> </ul>	

## 定量的な開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,537	8,754
うち、出資金及び資本剰余金の額	251	252
うち、利益剰余金の額	8,294	8,509
うち、外部流出予定額(△)	7	7
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	128	140
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	128	140
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	13	8
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,678	8,904
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	13
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	62	91
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	74	104
<b>自己資本</b>		
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ) 8,603	8,799
<b>リスクアセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,518	68,887
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 623	△ 623
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	96	96
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,289	3,276
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	72,808	72,164
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	11.81%	12.19

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	69,518	2,780	68,887	2,755
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	67,640	2,705	66,727	2,669
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	203	8	284	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,885	515	12,797	511
法人等向け	23,540	941	23,852	954
中小企業等・個人向け	12,261	490	12,085	483
抵当権付住宅ローン	847	33	739	29
不動産取得等事業向け	9,788	391	9,062	362
3月以上延滞等	124	4	46	1
取立未済手形	4	0	6	0
信用保証協会等による保証付	142	5	146	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	340	13	129	5
出資等のエクスポージャー	340	13	129	5
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
その他	319	12	402	16
上記以外	7,182	287	7,173	286
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,951	78	1,450	58
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	704	28	704	28
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	34	1	27	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,491	179	4,990	199
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,488	99	2,765	110
ルック・スルー方式	2,488	99	2,765	110
マンドート方式				
蓋然性方式(250%)				
蓋然性方式(400%)				
フォールバック方式(1250%)				
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	96	3	96	3
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	11	0	18	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,289	131	3,276	131
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	72,808	2,912	72,164	2,886

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%。

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国内	183,079	186,791	65,659	64,782	56,173	60,316	-	-	498	356
国外	9,608	10,107	-	-	9,608	10,107	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>192,688</b>	<b>196,898</b>	<b>65,659</b>	<b>64,782</b>	<b>65,781</b>	<b>70,423</b>	-	-	<b>498</b>	<b>356</b>
製造業	10,284	9,831	2,760	2,519	7,311	7,311	-	-	93	93
農業、林業	117	128	117	128	-	-	-	-	18	12
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	412	318	412	318	-	-	-	-	-	-
建設業	4,836	4,524	4,636	4,324	200	200	-	-	122	83
電気・ガス・熱供給・水道業	5,164	5,988	755	779	4,408	5,209	-	-	-	-
情報通信業	1,608	1,203	1	1	1,605	1,200	-	-	-	-
運輸業、郵便業	6,757	7,301	767	777	5,989	6,523	-	-	-	-
卸売業、小売業	5,160	5,496	2,753	2,790	2,406	2,706	-	-	56	1
金融業、保険業	77,430	80,445	7,033	7,556	12,026	14,109	-	-	-	-
不動産業	16,634	16,245	14,037	13,648	2,597	2,597	-	-	2	2
物品賃貸業	1,118	999	17	98	1,100	900	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	323	301	323	301	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	537	646	537	646	-	-	-	-	12	-
生活関連サービス業、娯楽業	991	1,129	791	928	200	200	-	-	-	-
教育、学習支援業	144	122	144	122	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2,029	2,294	2,029	2,294	-	-	-	-	112	88
その他のサービス	1,988	1,924	1,986	1,922	-	-	-	-	9	9
国・地方公共団体等	35,677	36,635	7,741	7,169	27,935	29,465	-	-	-	-
個人	18,812	18,452	18,812	18,452	-	-	-	-	71	66
その他	2,658	2,907	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>192,688</b>	<b>196,898</b>	<b>65,659</b>	<b>64,782</b>	<b>65,781</b>	<b>70,423</b>	-	-	<b>498</b>	<b>356</b>
1年以下	38,423	40,087	4,077	3,617	4,397	7,620	-	-	-	-
1年超3年以下	49,433	50,187	3,157	3,138	18,662	17,928	-	-	-	-
3年超5年以下	16,854	11,954	3,711	3,566	13,143	8,388	-	-	-	-
5年超7年以下	6,975	7,160	3,478	3,861	3,493	3,295	-	-	-	-
7年超10年以下	21,444	23,731	9,836	10,266	11,607	13,464	-	-	-	-
10年超	55,771	59,966	41,293	40,240	14,477	19,725	-	-	-	-
期間の定めのないもの	3,785	3,811	103	91	-	-	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>192,688</b>	<b>196,898</b>	<b>65,659</b>	<b>64,782</b>	<b>65,781</b>	<b>70,423</b>	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には仮払金、現金、その他資産等が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

- (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額  
P. II-14に記載しております。
- (3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	目的使用	2020年度	2021年度	その他	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製 造 業	235	238	238	206	-	-	235	238	238	206	-	-
農 業、林 業	20	20	20	20	-	-	20	20	20	20	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	121	170	170	175	-	42	121	127	170	175	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-
卸 売 業、小 売 業	182	196	196	150	1	11	180	184	196	150	-	-
金 融 業、保 険 業	12	12	12	12	-	-	12	12	12	12	-	-
不 動 産 業	10	50	50	-	-	-	10	50	50	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	3	3	5	-	-	-	3	3	5	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	327	336	336	324	-	-	327	336	336	324	-	-
その他のサービス	7	6	6	20	-	-	7	6	6	20	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	249	228	228	214	10	11	238	217	228	214	-	-
合 計	1,169	1,264	1,264	1,130	13	66	1,156	1,198	1,264	1,130	-	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

- (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	48,948	-	52,264
10%	-	3,141	-	4,150
20%	4,371	64,551	4,970	64,122
35%	-	2,471	-	2,155
50%	27,999	121	29,057	72
75%	-	9,664	-	9,656
100%	6,318	23,988	6,114	23,482
150%	-	359	-	261
250%	-	794	-	591
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	192,730		196,898	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		526	555	20,864	15,534	-	0

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当ありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

## (1) オリジネーターの場合

該当ありません。

## (2) 投資家の場合

該当ありません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

## (1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,045	1,045	833	833
合計	1,045	1,045	833	833

(注) 1. 上場株式等は、上場株式のほか上場投資信託 (ETF) 等です。  
 2. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。  
 3. 本項目の記載対象となるエクスポージャーには「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付けにある取引として計測された部分は含めておりません。

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
売却益	4	15
売却損	11	36
償却	—	—

## (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,602	4,702
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー		

## 9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		Δ EVE		Δ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	6,372	5,595	18				△ 39	
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 31				6	
3	ステープ化	4,955	4,119						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値					18		△ 39	
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	8,799	8,603						

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 不良債権の状況

不良債権に対し十分な貸倒引当金を引き当てており、健全性を維持しております。

### 信用金庫法及び金融再生法に基づくリスク管理債権の状況

当金庫は、資産の健全性確保を最重要課題に掲げてまいりました。不良債権処理に対しては、厳格な債権の自己査定を行い、さらに貸出資産等の健全化を図るため適正な償却・引当を実施しております。

2022年3月末における信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の総額は、2,867百万円となりましたが、回収が見込まれる担保・保証額1,727百万円及び貸倒引当金1,119百万円により、保全率は99.29%となりました。

当金庫では、自己資本8,799百万円を蓄積し、また自己資本比率も12.19%と十分な水準を確保しており、不良債権に対する備えには万全な状況となっております。

### ○信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

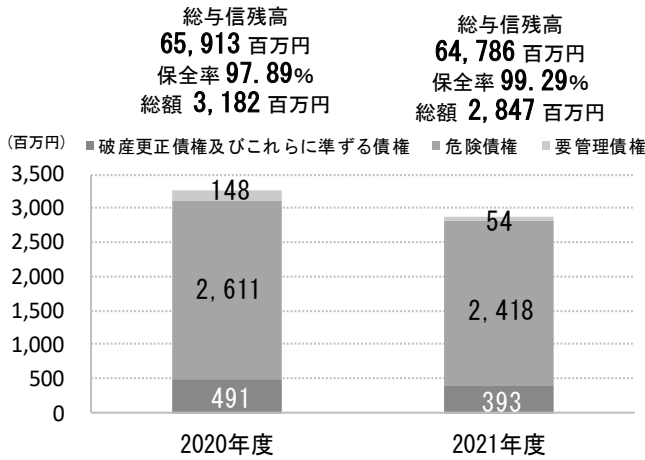
区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	491	491	92	399	100.00%	100.00%
	2021年度	393	393	63	330	100.00%	100.00%
危険債権	2020年度	2,611	2,611	1,758	853	100.00%	100.00%
	2021年度	2,418	2,418	1,630	788	100.00%	100.00%
要管理債権	2020年度	148	79	72	7	53.37%	9.21%
	2021年度	54	34	33	1	62.96%	4.76%
三月以上延滞債権	2020年度	0	0	0	0	0.00%	0.00%
	2021年度	0	0	0	0	0.00%	0.00%
貸出条件緩和債権	2020年度	148	79	72	7	53.37%	9.21%
	2021年度	54	34	33	1	62.96%	4.76%
小計 (A)	2020年度	3,250	3,182	1,922	1,259	97.89%	94.80%
	2021年度	2,867	2,847	1,727	1,119	99.29%	98.15%
正常債権 (B)	2020年度	62,662					
	2021年度	61,918					
総与信残高 (A) + (B)	2020年度	65,913					
	2021年度	64,786					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。



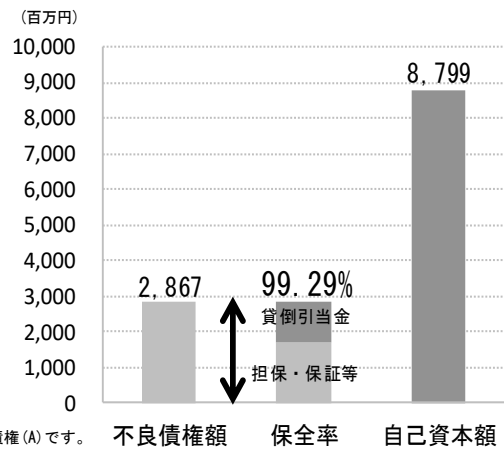
不良債権がすべて顕在化した場合でも、「担保・保証等」部分を差し引いた非保全債権額に対しては、「貸倒引当金」を計上しているため、損失は概ね発生しません。したがって、これによる自己資本比率の低下はわずかであり経営の継続に与える影響はありません。

●信用金庫法及び金融再生法に基づく不良債権額の推移



保全率とは、保全額(B) [貸倒引当金(C)+担保・保証等(D)] ÷ 信用金庫法及び金融再生法上の不良債権(A)です。

●不良債権に対する保全状況



## 報酬体系

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法    b. 支払手段    c. 決定時期と支払時期

#### (2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	69

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」57百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」8百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に繰り入れた役員退職慰労金の額です。

なお、2021年度は役員賞与の支払いはありませんでした。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 退職給付会計の状況

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、退職一時金制度を設けております。

(注) 当金庫の加入する全国信用金庫厚生年金基金は、複数の事業主によって設立される「総合設立型の厚生年金制度」であります。

### 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2020年度	2021年度
退職給付債務 (A)	460,243	444,726
年金資産 (B)	667,836	673,373
前払年金費用 (C)	△ 62,800	△ 91,903
未認識過去勤務債務 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	△ 144,791	△ 136,743
退職給付引当金 (A - B - C - D - E)	0	0

### 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2020年度	2021年度
勤務費用 (A)	27,760	25,704
利息費用 (B)	240	230
期待運用収益 (△) (C)	-	-
過去勤務債務の費用処理額 (D)	-	-
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	△ 10,074	△ 29,827
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (F)	-	-
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F)	17,925	△ 3,892

### 4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2020年度	2021年度
(1) 割引率	0.05%	0.05%
(2) 期待運用収益率	0.00%	0.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	一年	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法により、翌期から損益処理する)	

## リスク管理強化への取組みについて

### リスク管理基本方針

金融の自由化、国際化、IT化等が進展するなか、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑・多様化しております。こうした中で、地域経済への貢献を実践しつつ、金融機関経営の健全性を維持していくためには、適切かつ有効なリスク管理が不可欠となります。

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「個別リスクの管理方針」を定めるとともに、「リスク管理規程」や「各リスク管理要領」に則り、適切に管理・運営を行うことにより健全経営に努めております。

#### (1)健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の統合的管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。

#### (2)適切なリスク管理

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理しております。

#### (3)安定収益の確保

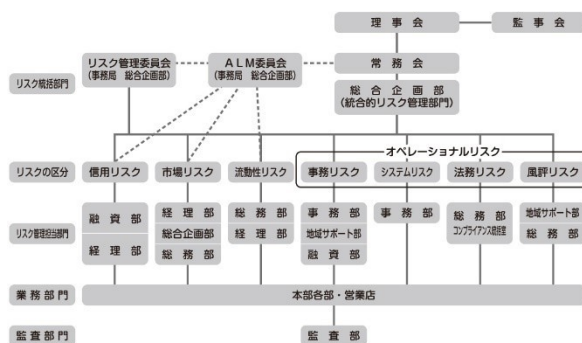
当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。

### リスク管理体制

当金庫のリスク管理体制は、理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常務会を意思決定監督機関と位置づけ、各種リスクを統合的に一元管理する「統合的リスク管理部門」を総合企画部としております。また、資産・負債を総合管理し運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とし、組織的横断的なリスク管理を実践しております。さらに、リスクの顕在化を防止・抑制するとともに、将来予想されるリスク量を測定し、能動的にリスクコントロールしていく「リスク管理委員会」により、統合的リスク管理態勢を構築しております。

業務部門から独立した監査部は、当金庫全体のリスク管理状況について内部監査を行い、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかを検証・評価し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行っております。また、会計監査人による定期的な外部監査も受けております。

### 体制図



#### 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当金庫が抱える各種リスクを共通の枠組みで定量的に把握・合算し、経営の健全確保のため自己資本(経営体力)に見合ったリスクコントロールを行うことです。

#### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

#### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、外国為替等の相場が変動することにより保有する金融商品の時価が変動し損失を被るリスクのことです。

#### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢変化等で通常より高い金利で資産調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

#### オペレーショナルリスク管理

##### 【事務リスク管理】

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

##### 【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止・誤操作といった障害に伴う損失、サイバー攻撃による個人情報の漏えいや改ざん不正使用等により、損失を被るリスクのことです。

##### 【風評リスク管理】

風評リスクとは、金融機関等業界の動向に対する評判の悪化等がお客様などの信用不安を招き、その噂により当金庫が損害を被るリスクのことです。

##### 【法務リスク管理】

法務リスクとは、金庫経営・お客様との取引に関して法令・規則等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスクのことです。

# コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

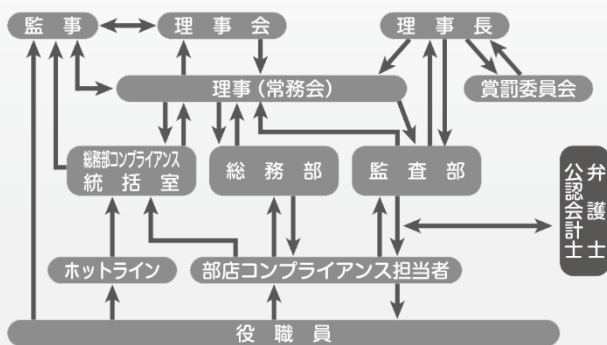
金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている中、当金庫は、その社会的使命と公共性を十分理解し、信用金庫法をはじめ各種関係法令を遵守し日々の業務を適正に運営することが、地域とともに歩む金融機関としての責務であると考えており、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、高い企業倫理と遵法精神に基づいた経営に努めております。

そこで、法令等遵守の徹底を図るため、「吉備信用金庫行動綱領」、「法令等遵守規程」、「公益通報者保護管理規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスプログラムに従って役員から各職員にいたるまで研修を実施するとともに日常においても勉強会を行い、企業倫理の高揚を図っております。また、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に係る態勢の強化を図っております。さらに、これらの態勢を維持するためにコンプライアンス担当理事を中心として、本部にコンプライアンス統括室を置き、本部および各営業店にはコンプライアンス担当者を配置し、報告、指示がスムーズに行われるようにしております。

## 吉備信用金庫行動綱領(序文)

吉備信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展②豊かな国民生活の実現③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力してきた。これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するため、茲に行動綱領を定める。

## コンプライアンス体制



## コンプライアンスの実践に係る基本方針

- ①信頼の確保  
吉備信用金庫は、地域金融機関としてその公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づく健全で効率的な業務運営を通じて、地域社会から揺るぎない信頼を確保する。
- ②誠実かつ公正な企業活動の遂行  
吉備信用金庫は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
- ③透明な経営の徹底  
吉備信用金庫は、経営情報を公正かつ適時適切に開示し、透明な経営に徹する。
- ④反社会的勢力の排除  
吉備信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる信念をもってこれを排除する。
- ⑤高い社会的評価の実現  
吉備信用金庫は、人間性を尊重した経営を行うとともに、新しい社会的ニーズに的確に対応し社会に高く評価される企業を目指す。

## 反社会的勢力に対する基本方針

私ども吉備信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。  
(1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引  
①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引  
②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引  
③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引  
(2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。  
①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法  
②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法  
③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法  
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。  
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

説明責任態勢・苦情等に係る態勢について

与信取引に関する説明態勢

当金庫では、「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る取扱規程」を制定し、お借入を申し込まれる方はもとより、その保証をしていただく方及び担保提供していただく方に対しましても、契約内容につきましてご理解とご納得が得られるようにご説明しております。

一般のご融資のお取引にあたって基本となる「信用金庫取引約定書」については「ご説明書」により、個別の契約書については各契約書に基づきその内容を詳細にご説明するよう努めております。さらに、各契約書の写しを必ずお客さまにお渡しして、ローンご利用者や保証人、担保提供者の方々もいつでも契約内容を確認できるようにしております。

「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る取扱規程」の内容や説明マニュアル等につきましては、勉強会等を実施して理解を深めるとともに、その徹底を図っております。

苦情等（苦情・紛争解決措置・ご相談・ご意見等）に係る態勢

当金庫では、本部と営業店が一体となってお客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応いたします。金融ADR制度を踏まえ、紛争解決等については、外部仲裁センター等を介して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

【苦情処理措置】

当金庫では、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店または総務部コンプライアンス統括室（電話：0120-03-3062）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫では、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」と

いう）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

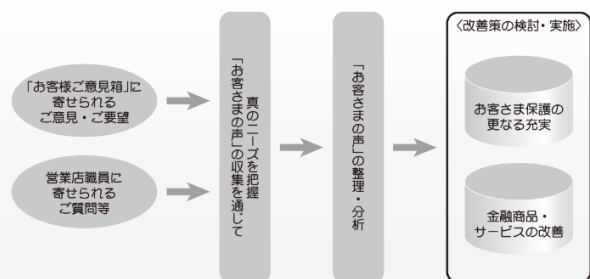
なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。但し、岡山弁護士会は、「移管調停」の利用のみとなります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「岡山弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

【お客さまご意見箱】

お客さまの声を収集することを目的に「お客様ご意見箱」を営業店のロビー・ATMコーナーに設置しております。

お客さまの満足度向上に向けた取組み

当金庫は、お客さまの真のニーズにお応えし、「お客さま満足度を重視した金融機関経営の確立」を実現すべく、①「お客様ご意見箱」に寄せられるご意見やご要望等の集計、②全営業店職員に対するお客さまから寄せられるご質問やご相談等の内容調査などを通じて、各種経営改善やよりよいサービスをご提供するための具体的な取組み策を策定し、実践しております。



## 顧客保護等管理態勢について

### 顧客保護等管理態勢

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

#### 【金融商品に係る勧誘方針】

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

#### 【取引等の適正性確保への取組み】

当金庫は、金融取引および金融商品・サービスの販売に際し、独占禁止法における不公平取引(優越的地位の濫用)の問題が生じないよう取引の適正性確保に万全を期すべく努めております。

### 「個人情報保護法」への対応

「個人情報保護に関する法律」が平成17年4月に施行され、私ども金融機関にはお客さまの個人情報について、より一層厳格な管理が求められています。当金庫は、従来より守秘義務の厳守、情報セキュリティの強化など、お客さまに関する情報の適切な管理に努めており、引き続き、情報管理体制の充実・強化に取組むとともに、すべての役職員が、個人情報保護の重要性を認識し、情報の漏えいや紛失等の防止に努めてまいります。

#### 【安全管理措置への取組み】

- 個人情報を正確・安全に取扱うための様々な規程を制定し、職員等に対する教育等を実施するなどして、全役職員がお客さまの情報を適切に保護・管理するよう努めております。
- お客さまの個人情報を不正利用・盗難等の犯罪から守るため、コンピュータシステムに対するアクセス制限、操作記録、外部媒体使用制限等に関するセキュリティソフトの積極的な導入に努めております。
- 個人情報の保護、管理態勢が適正であるか、適正な個人情報の取扱いであるかを自ら点検し、また、専門部署により監査する体制を整備しております。

### 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るため、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

#### 【個人情報等保護に関する相談窓口】

吉備信用金庫 総務部コンプライアンス統括室

住 所：〒719-1131

岡山県総社市中央2丁目1番1号

受付時間：営業日の9:00~17:00

電 話：☎0120-03-3062

F A X：0866-93-9438

E-mail：kibishin@mx1.tiki.ne.jp

昭和 25 年 10 月	吉備信用組合誕生 初代組合長に井頭康男氏就任	昭和 59 年 11 月	「きびしんレディースサークル」結成
昭和 27 年 4 月	吉備信用金庫に組織変更	12 月	総社西支店開設
昭和 28 年 4 月	足守支店開設	昭和 60 年 3 月	預金量 300 億円突破
昭和 33 年 10 月	本店新築移転	昭和 61 年 8 月	東支店開設
11 月	足守支店移転	昭和 62 年 6 月	本店営業部リニューアルオープン
昭和 35 年 5 月	高松出張所開設	平成 2 年 4 月	預金量 500 億円突破
昭和 38 年 3 月	真備出張所開設 預金量 5 億円突破	12 月	総社西支店新築移転
昭和 40 年 3 月	預金量 10 億円突破	平成 3 年 11 月	倉敷庄支店開設
8 月	美袋出張所開設	平成 6 年 5 月	第 4 代理事長に渡邊芳郎氏就任
昭和 41 年 5 月	第 2 代理事長に藤田徳二郎氏就任	12 月	真備支店リニューアルオープン
昭和 42 年 3 月	真備出張所支店昇格新築移転	平成 7 年 11 月	西部支店開設
昭和 45 年 3 月	預金量 30 億円突破	平成 8 年 12 月	預金量 800 億円突破
11 月	高松出張所支店昇格新築移転	平成 11 年 5 月	本店営業部リニューアルオープン
昭和 46 年 12 月	預金量 50 億円突破	平成 12 年 10 月	創立 50 周年記念式典
昭和 47 年 7 月	本店新築移転	11 月	きびの里支店開設
昭和 49 年 12 月	預金量 100 億円突破	平成 14 年 6 月	第 5 代理事長に守屋正八郎氏就任
昭和 51 年 10 月	足守支店新築移転	平成 15 年 6 月	預金量 1,000 億円突破
昭和 53 年 6 月	「吉備信友会」結成	平成 18 年 11 月	高松支店新築移転
11 月	「きびしん杉の子会」結成	平成 22 年 6 月	第 6 代理事長に平田周志氏就任
昭和 54 年 4 月	第 3 代理事長に葛原淳司氏就任	平成 22 年 11 月	一宮支店新築移転
12 月	預金量 200 億円突破	平成 25 年 6 月	預金量 1,500 億円突破
昭和 55 年 3 月	美袋出張所支店昇格新築移転	平成 28 年 2 月	総社西支店新築移転
昭和 56 年 3 月	一宮支店開設	平成 29 年 4 月	総社市指定金融機関業務取扱開始
昭和 57 年 4 月	「吉備年輪の会」発足	平成 30 年 6 月	第 7 代理事長に清水宏之氏就任
12 月	川辺支店開設	令和 1 年 5 月	真備支店、川辺支店リニューアルオープン
		令和 3 年 3 月	東支店移転(きびの里支店内)
		令和 3 年 5 月	「S-スタ」オープン

## 一年間の出来事

### 2021 年

- 4 月 入庫式 新入職員 3 名入庫
- 5 月 クールビズ実施(10 月 31 日まで)  
「S-スタ」オープン  
ホームページリニューアル
- 6 月 第 71 回通常総代会開催  
「信用金庫の日」感謝デー  
岡山県農業信用基金協会との業務提携
- 7 月 創業支援プラットフォーム「しんきん創業の扉」運用開始
- 8 月 きびしん地域振興支援制度「吉備の新風」助成金贈呈式  
株式会社ラクーンフィナンシャルとの業務提携
- 11 月 総社市内「クリーン作戦」に参加
- 12 月 ウォームビズ実施(2022 年 3 月 31 日まで)  
SOJA イルミネーション 2021 に参加

### 2022 年

- 2 月 インターンシップオンライン実施  
日本政策金融公庫との協調融資制度「デュアルサポート」の取扱い開始
- 3 月 臨時総代会開催  
SDGs 宣言